

仕様書

1 業務概要

(1) 業務名称

県立学校環境衛生検査業務(揮発性有機化合物)

(2) 業務目的及び内容

本業務は、学校保健安全法第6条に定められた検査であり、「学校環境衛生基準」及び〔改訂版〕「学校環境衛生マニュアル」に基づき、揮発性有機化合物に関する検査のうちトルエン・キシレン・パラジクロロベンゼン・エチルベンゼン・スチレンについて検査を行う。

(3) 履行場所

別添資料1に記載の学校 77校(高等学校56校、特別支援学校21校)

(4) 履行期間

令和8年8月1日から令和8年12月28日まで

2 業務内容

(1) 検査事項

① 検査項目

検査は次の5項目について行うものとする。

- ・トルエン
- ・キシレン
- ・パラジクロロベンゼン
- ・エチルベンゼン
- ・スチレン

② 検査箇所

各学校の普通教室・音楽室・図工室・コンピュータ室・体育館の計5箇所

(2) 検査方法及び手順

① 検査方法

- ・「学校環境衛生基準」に基づき検査を行うこと。
- ・検査は拡散方式(パッシブ法)によって行うこと。

② 検査手順

- ・受注者は各学校と相談のうえ、検体採取場所及び検査時期を決定する。
- ・受注者は検査に必要な捕集材を送付し、学校職員が採取した検体を用いて、ガスクロマトグラフ質量分析(GC-MS)法によって揮発性有機化合物の測定を行う。
- ・受注者は分析の結果を検査結果報告書として作成し、書面にて各学校へ報告する。

(3) 成果品

(2)②に定める検査結果報告書については、以下の項目について、検査箇所ごとの結果がわかる報告書を各学校へ提出すること。また、報告書については学校環境衛生基準に定める基準を満たしているかどうか、あわせて記載すること。

- ①トルエンの室内濃度
- ②キシレンの室内濃度
- ③パラジクロロベンゼンの室内濃度
- ④エチルベンゼンの室内濃度
- ⑤スチレンの室内濃度

また、全検査終了時には業務完了報告書(様式第1号)と各学校の検査結果報告書の写しを県体育保健課へ提出すること。

3 特記事項

- (1) 検査時の事前措置から採取方法、事後措置に関する手順書を準備し、捕集材発送時に同梱すること。
- (2) 採取時に必要な機材(三脚など)については、各学校の設備を利用する。
- (3) 捕集材の発送と返送に係る費用については受注者にて負担するものとする。
- (4) 各学校へ捕集材を発送する予定日を事前に体育保健課へ報告すること。
- (5) 受託者は、業務の履行上知り得た秘密を第三者へ漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。
- (6) 検体の採取については9月30日までに行うものとする。